

【6月1日からの市内公共スポーツ施設開館(開設)方針】

1. 基本方針 : 屋内外すべての公共スポーツ施設を開館(開設)する。

2. 施設開館(開設)の条件設定と感染防止対策

(1)屋内施設

当面の間、次の規制等を実施し、施設開放する。

利用時の書面提出

すべての利用者に対し、別途、市が定める様式への記入提出を求める。(団体利用は代表者記入)

ボール、ラケット等個別用具は貸出休止。(持参品対応を依頼)

トレーニングルーム・幼児室・採暖室(温水プールのみ)の使用休止。

利用者のマスク持参、更衣室や待合場などでのマスク着用。

試合等の観戦自粛。

国、日本スポーツ協会及び各中央競技団体等が示すガイドライン等の遵守による団体利用。

(2)屋外施設

当面の間、次の規制等を実施し、施設開放する。

利用時の書面提出

すべての利用者に対し、別途、市が定める様式への記入提出を求める。(団体利用は代表者記入)

併設されている事務室等における利用人数制限(最小限の利用)。

国、日本スポーツ協会及び各中央競技団体等が示すガイドライン等の遵守による団体利用。

試合等の観戦自粛。

テニスコート(クラブハウス含む)内ベンチ・球場ベンチ等での間隔確保や放送室等利用時の人数制限などの対応実施。

(3)感染防止対策

国等が示すガイドラインを踏まえ、次の事項をはじめ、利用実態に即した対応策を講じる。

施設開館(開設)における準備・対応事項

・施設内における定期的な換気・消毒(用具含む)・清掃の実施(概ね1時間に1回程度)

・施設入口への消毒液設置や待合席等の間隔確保

・スタッフのマスク着用

・卓球やバドミントン等、隣コートとの間隔を開けるなどした密接使用の回避。

・各種注意喚起情報等の掲示(更衣室でのマスク着用など)

予約時及び当日受付時における対応

・利用同意書の記入依頼(予約の場合は、申請時もしくは利用当日受付で記入)

・スポーツ用具の貸出休止周知(用具持参依頼)

・一部施設の利用休止周知

・国、日本スポーツ協会及び中央競技団体等が示すガイドライン等の遵守による利用呼びかけ。

・施設利用者へのマスク持参の呼びかけ

施設利用時における対応

・利用者の混雑状況に応じ、施設利用時間の設定や利用人数制限等の対策を講じる。

3. その他

利用同意書は2か月程度保管し、廃棄時を含め、個人情報の取り扱いに十分留意する。

上記以外の事項については、状況に応じ都度、施設管理者と施設設置者間で協議し決定する。